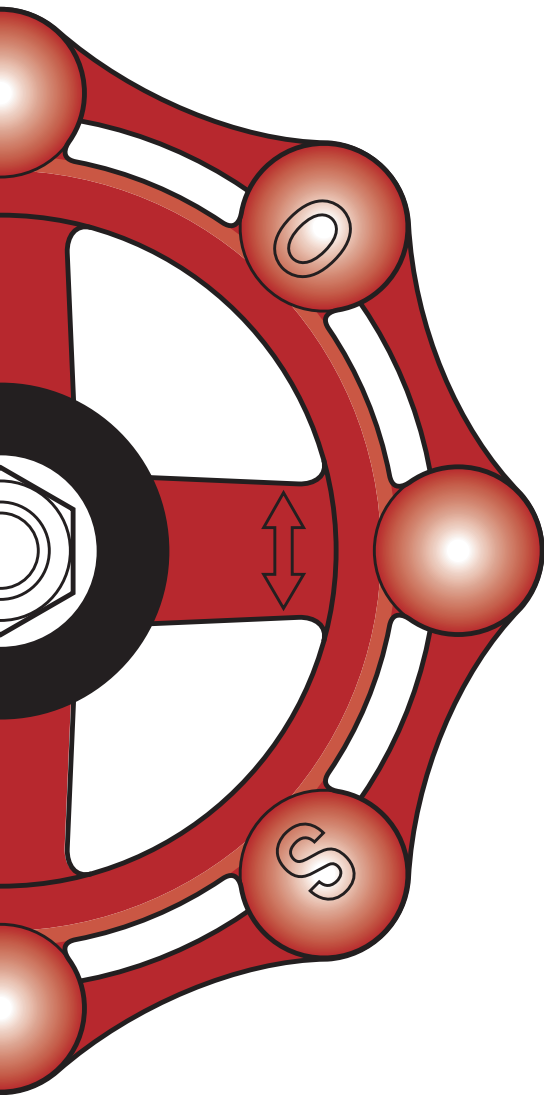


KITZ



第104回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

平成30年6月26日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

■開催場所

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴^{つる}西^{にし}の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

■書面及びインターネット等による議決権行使期限

平成30年6月25日（月曜日）午後6時まで

■目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46

株主各位

千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社 **キッツ**

代表取締役社長 堀田 康之

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴^{つる}西の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第104期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第104期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使について

1. 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
2. インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kitz.co.jp/>) に掲載させていただきます。

また、連結計算書類の注記及び計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kitz.co.jp/>) に掲載し、本招集ご通知の提供書面には記載しておりませんが、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付の提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画して頂くことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席



議決権行使書を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)

株主総会開催日時

平成30年6月26日(火)
午前10時

議決権行使書を郵送



議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限

平成30年6月25日(月)
午後6時まで

インターネット等による行使



議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年6月25日(月)
午後6時まで

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

議 案		原案に対する賛否	
	賛	否	
第1号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(次の候補者を除く)
第2号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

議決権行使書
株式会社キッツ 御中
株主総会日 議決権の数 個
年月日

1.

2.

3.

ログインID _____
仮パスワード _____ 株主番号 _____
株式会社キッツ

【第1号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
全員反対の場合：「否」の欄に○印
一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を()内にご記入ください。

【第2号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（以下「議決権行使サイト」といいます）にアクセスして頂き、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンやバーコード読取機能付きの携帯電話を利用して右記のQRコードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスして頂くことも可能です。



- インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスして頂くことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）
- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- インターネット等による議決権行使は、平成30年6月25日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

2. インターネット等による議決権行使方法について

- 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- 議決権行使書の郵送による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00 (年中無休)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役6名選任の件

当社は、定款の定めにより取締役の任期を1年としており、本総会終結の時をもって取締役全員（6名）任期満了となります。つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当		取締役会出席状況
①	ほっ た やす ゆき 堀田 康之	代表取締役社長 社長執行役員	再任 取締役在任年数：11年	100% 16/16回
②	な とり とし あき 名取 敏照	取締役 専務執行役員 バルブ事業統括本部長	再任 取締役在任年数：7年	100% 16/16回
③	むら さわ とし ゆき 村澤 俊之	取締役 執行役員 管理本部長、内部監査室、内部統制及び グループリスクマネジメント担当	再任 取締役在任年数：2年	100% 16/16回
④	まつ もと かず ゆき 松本 和幸	取締役	再任 社外 独立 取締役在任年数：5年	100% 16/16回
⑤	あ も う み の る 天羽 稔	取締役	再任 社外 独立 取締役在任年数：3年	100% 16/16回
⑥	ふじ わら ゆたか 藤原 裕	取締役	再任 社外 独立 取締役在任年数：1年	100% 12/12回

(注) 藤原 裕氏の出席状況は平成29年6月27日の取締役就任以降の出席状況です。

1 ほつ た やす ゆき 堀田康之 (昭和30年6月18日生)

所有する当社株式の数： 140,400株

取締役在任年数： 11年

取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和53年 3月 当社入社
 平成 9年 1月 営業本部中部支社長
 平成13年 4月 長坂工場長
 平成13年10月 (株)キッツエスシーティー 常務取締役
 平成16年 6月 同社代表取締役社長
 平成18年 4月 当社常務執行役員、バルブ事業部長
 平成19年 4月 専務執行役員、バルブ事業部長
 平成19年 6月 取締役、専務執行役員、バルブ事業部長
 平成20年 6月 代表取締役社長、社長執行役員、バルブ事業部長
 平成21年 4月 代表取締役社長、社長執行役員、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

堀田康之氏は、平成20年に当社代表取締役社長に就任して以来、経営トップとしての強いリーダーシップを発揮し、当社グループのグローバル化とコーポレートガバナンスの強化を推し進めてきました。これらの知見及び経験は、当社グループの企業価値の向上に貢献するものであると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

2 な とり とし あき 名取敏照 (昭和32年1月20日生)

所有する当社株式の数： 33,600株

取締役在任年数： 7年

取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和55年 3月 当社入社
 平成11年10月 生産本部茅野工場長
 平成16年 4月 (株)キッツメタルワークス 常務取締役
 平成21年 7月 同社代表取締役社長
 平成22年 4月 当社執行役員、生産本部長
 平成23年 4月 執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
 平成23年 6月 取締役、執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
 平成24年 4月 取締役、常務執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
 平成25年 4月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長
 平成26年 4月 取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長
 平成29年 4月 取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

名取敏照氏は、生産部門担当の執行役員やグループ会社社長を歴任し、平成23年に当社取締役に就任して以来、バルブ事業を統括してきました。これらの知見及び経験から、引き続き取締役候補者としていたしました。

3 むら さわ とし ゆき
村澤俊之 (昭和34年2月9日生)

所有する当社株式の数： 60,400株

取締役在任年数： 2年

取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和56年 3月 当社入社
平成13年 4月 経営企画部長
平成21年 4月 執行役員、経営企画部長、広報・IR室及び関連事業担当
平成23年 4月 執行役員、経営企画本部副本部長、経営企画部、広報・IR室及び関連事業担当
平成23年10月 執行役員、経営企画本部長
平成24年 4月 執行役員、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）及び広報・IR室担当
平成26年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
平成28年 4月 執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
平成28年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
平成29年 4月 取締役、執行役員、管理本部長
平成29年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当、現在に至る

【取締役候補者とした理由】

村澤俊之氏は、経営企画部門担当の執行役員やグループ会社取締役を歴任し、経営計画の企画立案を行うなど、グループ一体となった経営を牽引してきました。これらの知見及び経験から、引き続き取締役候補者としていたしました。

4 まつ もと かず ゆき
松本和幸 (昭和20年9月21日生)

所有する当社株式の数： 4,700株

取締役在任年数： 5年

取締役会出席状況： 16/16回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和45年 4月 帝人製機(株) 入社
平成13年 6月 同社 取締役
平成15年 9月 ナブテスコ(株) 執行役員
平成16年 6月 同社 取締役
平成17年 6月 同社 代表取締役社長
平成23年 6月 同社 取締役会長
平成25年 6月 同社 相談役
(株)トプコン 社外取締役、現在に至る
当社社外取締役、現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

松本和幸氏は、長年にわたり、ナブテスコ(株)の経営者として活躍され経営者としての豊富な経験に加え、技術戦略に関する幅広い見識を有しておられることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

5 あもう 天羽

みのる 稔 (昭和26年12月9日生)

所有する当社株式の数： 2,300株

取締役在任年数： 3年

取締役会出席状況： 16/16回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和54年 4月 デュポンファーイースト日本支社（現デュポン(株)）入社
 平成12年 3月 同社 取締役
 平成14年 3月 同社 常務取締役
 平成16年 3月 同社 専務取締役 兼 エンジニアリングポリマー事業部 アジア太平洋地域リ
 ジョナルディレクター
 平成17年 7月 同社 取締役副社長
 平成18年 9月 同社 代表取締役社長
 平成25年 1月 同社 代表取締役会長 兼 デュポン アジアパシフィックリミテッド社長
 平成26年 9月 デュポン(株) 名誉会長
 平成27年 6月 当社社外取締役、現在に至る
 平成28年 3月 大塚化学(株) 監査役、現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

天羽稔氏は、長年にわたり、グローバルに事業を展開するデュポン(株)の経営者として活躍され、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を有しておられることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

6 ふじわら 藤原

ゆたか 裕 (昭和26年4月20日生)

所有する当社株式の数： 700株

取締役在任年数： 1年

取締役会出席状況： 12/12回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況

昭和49年 4月 三井海洋開発(株) 入社
 昭和62年 4月 安田信託銀行(株)（現みずほ信託銀行(株)）入社
 平成 6年 8月 同社 ニューヨーク副支店長
 平成 8年 6月 同社 シカゴ支店長
 平成10年 8月 オムロン(株) 入社
 平成17年 6月 同社 執行役員、財務IR室長
 平成19年 3月 同社 執行役員、グループ戦略室長
 平成20年12月 同社 執行役員常務、IR企業情報室長
 平成25年 6月 ナブテスコ(株) 社外取締役、現在に至る
 平成29年 6月 当社社外取締役、現在に至る

【社外取締役候補者とした理由】

藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者を歴任した後、グローバルに事業を展開するオムロン(株)において財務・IR・グループ戦略を担当する執行役員として活躍され、グローバルな観点からの経営管理に高い見識を有しておられることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の在任年数は、本総会終結の時ににおける期間となります。
3. 松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(11頁)を充足しております。また、松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、取締役にも再任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏との間で当該契約を締結しておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとし、また、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

みつ ふじ あき お
光藤 昭男 (昭和23年2月4日生)

所有する当社株式の数： 4,300株



補欠監査役

略歴、当社における地位及び重要な兼職状況

昭和47年 4月	東洋エンジニアリング(株) 入社
平成12年 6月	(株)荏原製作所 取締役
平成14年 6月	同社 上席執行役員 アイ・ティ・エンジニアリング(株) 代表取締役社長
平成16年 6月	(株)荏原製作所 取締役常務執行役員
平成18年 4月	同社 常務執行役員
平成20年 6月	(株)荏原エージェンシー 代表取締役社長
平成23年 6月	特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会理事長、現在に至る
平成25年 6月	当社 社外監査役

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

光藤昭男氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、就任された場合には社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。

なお、同氏には、第100期より第103期まで当社の社外監査役としての的確な助言をいただくとともに、独立の立場を保持し、厳正な監査を執行していただきました。

【その他補欠の社外監査役候補者に関する特記事項】

1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(11頁)を充足しております。また、同氏は、補欠監査役に選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 同氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏の会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。

(ご参考) 「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）が下記①乃至⑫のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者若しくはその他の使用人。以下同じ）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額〔当社グループから支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上の者）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額〔その者が当社グループに支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上である者）またはその業務執行者
- ④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している金融機関またはその親会社若しくは子会社）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士等の法律専門家、公認会計士または税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者（但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者）
- ⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者（但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者）
- ⑧ 当社の主要株主（直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主）または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが大出資者（当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者）となっている者またはその業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑩に該当していた者
- ⑫ 当社グループの業務執行者のうち業務執行取締役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者（配偶者または二親等以内の親族。以下同じ）及び上記②乃至⑪に該当する者の取締役、執行役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者である者

以 上

第104期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概要

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益の改善を受けて設備投資が増加し、個人消費も底堅く推移したことにより緩やかな回復基調となりました。海外経済では、中国において環境規制の影響もあり減速が継続したものの、米国経済の成長持続などにより回復傾向で推移するところとなりました。

このような状況の中、バルブ事業においては、半導体製造装置向けに大幅な増収となった他、国内建築設備向けが好調に推移したことにより増収となりました。また、伸銅品事業においても、原材料相場の上昇に伴う販売価格の上昇により大幅な増収となった結果、売上高の総額は前期比9.2%増の1,245億66百万円となりました。

損益面では、営業利益は、半導体製造装置向けの増収やバルブ事業における製造コスト削減等により、前期比13.3%増の101億17百万円、経常利益は前期比10.6%増の97億33百万円となりました。また、前期において計上した本社不動産の減損損失がなくなった他、前期に引き続き政策保有株式の一部売却による投資有価証券売却益の計上などもあり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比20.7%増の65億18百万円となりました。

事業セグメント別の概況は以下の通りであります。

イ. バルブ事業

バルブ事業の外部売上高は、国内市場において、首都圏を中心とする建築設備向けで好調であった他、半導体製造装置向け需要が大幅に増加したことにより増収となりました。海外市場においては、原油価格水準は回復したものの石油関連設備投資が依然として停滞する中、米州及び欧州向けで減収となりましたが、半導体製造装置向けを中心にアジア向けで増加したことにより増収となった結果、バルブ事業の売上高は、前期比7.0%増の981億62百万円となりました。営業利益は、原材料価格の上昇による製造コストの増加などはありませんでしたが、国内販売価格改定に伴う収益改善、半導体製造装置向けの増収の他、引き続き原価低減に努めた結果、前期比11.8%増の127億98百万円となりました。

ロ. 伸銅品事業

伸銅品事業の外部売上高は、黄銅棒の販売量減少はありましたが、売価に影響を与える原材料相場が対前期比で大幅に上昇したことから、前期比21.7%増の235億35百万円となりました。営業利益は、製造ライン改善による生産性向上はありましたが、第4四半期における原材料相場変動の影響もあり、前期比16.0%減の6億99百万円となりました。

ハ. その他

その他の外部売上高は、ホテル事業で、前期においては御柱祭による集客があった他、当期においては団体宿泊客の減少もあり、前期比4.5%減の28億67百万円となり、営業損益は28百万円の営業損失（前期は59百万円の営業利益）となりました。

企業集団の事業セグメント別外部売上高

(単位 百万円)

事業セグメント の名称	第103期 (平成29年3月期)		第104期 (平成30年3月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
バルブ事業	91,766	80.4%	98,162	78.8%	6,396	7.0%
伸銅品事業	19,333	17.0	23,535	18.9	4,202	21.7
そ の 他	3,002	2.6	2,867	2.3	△134	△4.5
合 計	114,101	100	124,566	100	10,464	9.2

② 設備投資の状況

バルブ事業では、主に当社、タイ製造子会社及び半導体製造装置向け製造子会社において生産設備の新規及び更新投資などを行った他、当社において基幹システム投資を行いました。また、伸銅品事業においても、鋳造及び製棒設備等の新規及び更新投資などを行ったことにより、設備投資の総額は90億12百万円（無形固定資産を含む）となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、長期借入金26億86百万円を返済し、私募社債9億4百万円の償還を行いました。第4回無担保公募社債100億円の発行を行った他、長期借入金32億42百万円を調達したことなどにより、有利子負債残高は前期末比95億15百万円増の343億2百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第101期 (平成27年3月期)	第102期 (平成28年3月期)	第103期 (平成29年3月期)	第104期 (平成30年3月期)
売上高	117,036	117,278	114,101	124,566
経常利益	7,581	7,300	8,799	9,733
親会社株主に帰属 する当期純利益	6,881	4,915	5,400	6,518
1株当たり当期純利益	63.22円	45.50円	51.43円	65.50円
総資産	115,790	119,422	119,148	134,187
純資産	75,493	76,096	74,892	77,391
1株当たり純資産	686.47円	700.17円	727.78円	782.98円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、上記発行済株式総数については自己株式を除いております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第102期より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
3. 当社は、第103期より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めるとともに、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

(第102期)

当社の属する管材業界におきましては、国内の荷動きに活発さが欠け、海外においても原油価格の下落から、投資が抑制されるなど厳しい環境でありました。一方で当連結会計年度は、半導体製造設備向けで大幅増収となった他、昨年度買収したインド子会社の売上も今期より寄与するなどバルブ事業の売上が増加したことにより、伸銅品事業及びその他事業では減収となりましたが、売上高の総額は前期比0.2%増の1,172億78百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業において、半導体製造設備向けの増収やタイ他海外製造子会社における収益改善により前期比5.2%増の72億45百万円となりました。経常利益は、為替差益の減少などにより前期比3.7%減の73億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期において計上したキッツウェルネスの株式譲渡益の減少により前期比28.6%減の49億15百万円となりました。

(第103期)

バルブ事業において、国内市場向けで増収となりましたが、海外市場向けは原油価格低迷による設備投資の抑制や、円高の影響などから減収となりました。また、伸銅品事業においても、原材料相場の下落に伴う販売価格の低下及び販売量の減少により大幅な減収となった結果、売上高の総額は前期比2.7%減の1,141億1百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業における製造コスト削減等により、前期比23.2%増の89億29百万円、経常利益は前期比20.5%増の87億99百万円となりました。また、政策保有株式の一部を売却したことにより投資有価証券売却益を計上した一方、財務内容の健全化を目的として本社不動産に信託受益権を設定し、その譲渡を行ったことにより減損損失を計上いたしました。更に、法人税等については、平成26年3月期において計上した移転価格税制に基づく調査による更正額7億16百万円について、日米相互協議の終了を受け、6億22百万円の還付を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比9.9%増の54億円となりました。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第101期 (平成27年3月期)	第102期 (平成28年3月期)	第103期 (平成29年3月期)	第104期 (平成30年3月期)
売 上 高	66,569	64,159	61,933	64,118
経 常 利 益	4,450	3,557	5,098	6,506
当 期 純 利 益	4,728	2,494	3,768	5,445
1株当たり当期純利益	43.44円	23.09円	35.89円	54.72円
総 資 産	91,441	94,407	93,255	106,397
純 資 産	57,217	57,229	54,977	55,769
1株当たり純資産	528.72円	533.78円	542.23円	572.91円

(注) 注記事項につきましては、①企業集団の財産及び損益の状況の注記をご参照ください。

(3) 企業集団が対処すべき課題

国内経済は、海外経済の回復による輸出の増加や、東京オリンピック関連投資及び人手不足の深刻化による合理化・省力化投資が進むなど緩やかな景気回復が見込まれます。また、海外経済では、米国において保護主義的な政策のリスク要因はあるものの、法人税の大型減税による設備投資の増加が見込まれるなど、全世界的に景気回復が持続するものと思われれます。

本年は、第3期中期経営計画（平成28年度から平成30年度）の最終年度となります。売上高・利益などの数値目標については1年前倒しで達成していることから、今期はより高い目標を掲げ、長期経営計画「KITZ Global Vision2020」の達成に向けた成長を目指してまいります。

主力のバルブ事業におきましては、これまで重点市場としてきた「建築設備市場」、「石油化学・一般化学市場」、「クリーンエネルギー（水素・LNG）市場」に「半導体市場」を加えた4つの市場において、今後の成長に向けた新製品投入と設備投資を実行し収益拡大を図ってまいります。

製品のマネジメントについては、「プロダクトマネジメントセンター」において、重点市場分野の徹底したマーケティングにより、戦略に基づいた必要な製品群を適時かつ迅速に投入してまいります。

国内市場では、平成30年から平成31年にピークを迎える首都圏建築設備物件の確実な受注を進める一方、新規エンドユーザー開拓活動を継続してまいります。また、本年5月1日出荷分より、原材料の他、部品や副資材及び物流費用の高騰を受け、昨年に引き続き、販売価格の改定（値上げ）を実施させていただいており、その浸透を図ってまいります。

海外市場では、アセアンにおいて拠点展開を加速させる他、建築設備向けラインナップ拡大により市場参入を図るとともに、中国・インドにおける地産地消体制の強化などを行ってまいります。

生産面では、主に調達・購買においてグループでコスト改善推進体制の強化を図り、更なる合理化投資を積極的に行うとともに、IoT・ビッグデータ等のIT技術の活用により、生産性及び生産能力の向上を図ってまいります。

技術面では、積算・設計業務を集約した「エンジニアリングセンター」において特注品の採算向上を図り、グローバルで戦えるコストを実現してまいります。

開発面では、製品の統廃合及びモジュール設計による在庫削減や管理工数の低減に加え、本年より本格的に稼働したPLM（プロダクト・ライフサイクル・マネジメント）システムを活用して設計業務の効率向上を実現するとともに、クレームの低減及び省人化を目指してまいります。

また、グローバル基幹システムが平成31年1月より稼働する予定であり、これによる業務の標準化、効率化を目指してまいります。

伸銅品事業におきましては、黄銅棒の拡販に加え、黄銅棒を原材料とする切削加工品、鍛造品等の高付加価値製品の生産の拡大を図るなど、収益の向上に努めるとともに、生産の効率化を図るための黄銅棒製造設備の更新投資を行ってまいります。

その他では、ホテル事業において、お客様目線に立った「居心地の良い施設」を目指したサービス向上に取り組み、さらなる集客を図ります。

(4) 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東洋バルブ(株)	100百万円	100%	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	90百万円	93.3	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティー	300百万円	100	半導体製造装置用配管部材の製造販売
(株)キッツマイクロフィルター	90百万円	100	濾過用機器及びその付属品の製造販売
KITZ (THAILAND) LTD.	500百万タイバーツ	92	バルブの製造販売
台湾北澤股份有限公司	200百万台湾元	100	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	49百万中国元	100	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	62百万中国元	100(100)	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	22百万中国元	100(100)	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	42百万中国元	100	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	10百万中国元	100	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	3,000千米ドル	100	バルブの仕入販売
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	64,000千ブラジルリアル	100	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	421千ユーロ	100	バルブの製造販売
KITZ Europe GmbH	500千ユーロ	100	バルブの仕入販売
Perrin GmbH	1,538千ユーロ	100(100)	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	11,142千米ドル	100	バルブの仕入販売
(株)キッツメタルワークス	490百万円	100	伸銅品の製造販売
(株)ホテル紅や	490百万円	100	ホテル及びレストランの経営

(注) 1. 出資比率の()内は、子会社による出資比率を内数で表示しております。

2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループの主要な製品または事業名

事業区分	主要な製品または事業名
バルブ事業	青銅バルブ、鉄鋼バルブ、その他バルブ関連製品、濾過関連製品及びその付属品の製造販売
伸銅品事業	伸銅品及び伸銅加工品の製造販売
その他	ホテル及びレストランの経営

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	千葉市	新潟営業所	新潟市
長坂工場	山梨県北杜市	北陸営業所	富山市
伊那工場	長野県伊那市	甲信営業所	長野県茅野市
茅野工場	長野県茅野市	東海営業所	静岡市
北海道営業所	札幌市	名古屋営業所	名古屋市
東北営業所	仙台市	大阪営業所	大阪市
北関東営業所	さいたま市	岡山営業所	岡山市
東京営業所	東京都中央区	広島営業所	広島市
横浜営業所	横浜市	九州営業所	福岡市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
東洋バルブ(株)	東京都中央区
(株)清水合金製作所	滋賀県彦根市
(株)キッツエスシーティー	群馬県太田市
(株)キッツマイクロフィルター	長野県諏訪市
KITZ (THAILAND) LTD.	タイ (サムットプラカーン県)
台湾北澤股份有限公司	台湾 (高雄市)
北澤閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤精密機械(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
連雲港北澤精密閥門有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
上海開滋国際貿易有限公司	中華人民共和国 (上海市)
KITZ CORP. OF AMERICA	アメリカ (テキサス州)
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	ブラジル (リオグランデ・ド・スル州)
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	スペイン (バルセロナ県)
KITZ Europe GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
Perrin GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール
(株)キッツメタルワークス	長野県茅野市
(株)ホテル紅や	長野県諏訪市

(注) (株)キッツエスシーティーの主要な事業所は、工場所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
バルブ事業	4,384名	136名増
伸銅品事業	214	18名増
その他の	92	増減なし
全社（共通）	72	11名増
合計	4,762	165名増

(注) 1. 上記には、当社グループからグループ外への出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに属さない管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,266名	8名増	40.8歳	15.3年

(注) 上記には、出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

(単位 百万円)

名 称	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,911
株式会社みずほ銀行	1,605
株式会社八十二銀行	1,115
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,105
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,067

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より名称を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 400,000,000株

② 発行済株式の総数 97,672,560株

(注) 1. 平成30年3月23日付にて実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は10,000,000株減少しております。
2. 上記の発行済株式の総数には、当事業年度末において保有する自己株式2,723,951株を含めておりません。

③ 株主数 9,536名

(注) 株主数には、当社を含めております。

④ 大株主（上位10名）

名 称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,905千株	10.14%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,320	4.42
北 沢 会 持 株 会	4,281	4.38
GOVERNMENT OF NORWAY	3,964	4.06
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,448	3.53
公 益 財 団 法 人 北 澤 育 英 会	3,411	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,998	3.07
キ ッ ツ 取 引 先 持 株 会	2,985	3.06
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,553	2.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,345	2.40

(注) 1. 当社は、平成30年3月31日現在、自己株式2,723千株を保有しており、上記大株主から除外しております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。なお、当社は「役員報酬B I P 信託」を採用しており、日本マスタートラスト信託銀行(株)が当社株式329千株を保有しておりますが、当該自己株式には含めておりません。

2. 上記の持株数には、信託業務に係る株式を次の通り含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 9,905千株
日本マスタートラスト信託銀行(株) 2,998千株

3. 日本生命保険(相)の持株数には、特別勘定年金口17千株を含んでおります。

4. 住友生命保険(相)の持株数には、変額口10千株及び特別勘定29千株を含んでおります。

(2) 新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況 (平成30年3月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

氏 名	当社における地位及び担当
堀 田 康 之	代表取締役社長 (社長執行役員)
名 取 敏 照	取 締 役 (専務執行役員、バルブ事業統括本部長)
村 澤 俊 之	取 締 役 (執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当)
松 本 和 幸	取 締 役
天 羽 稔	取 締 役
藤 原 裕	取 締 役
近 藤 雅 彦	常 勤 監 査 役
木 村 太 郎	常 勤 監 査 役
高 井 龍 彦	監 査 役
作 野 周 平	監 査 役

- (注) 1. 取締役 松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 なお、当社は、各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 監査役 高井龍彦及び作野周平の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
 なお、当社は、両氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 当事業年度中における取締役の異動

(1) 新任取締役

氏 名	就任時の地位	就任年月日
藤 原 裕	取 締 役	平成29年6月27日

(2) 退任取締役

氏 名	退任時の地位	退任年月日
平 島 孝 人	取 締 役	平成29年6月27日

4. 当事業年度中における監査役の異動

(1) 新任監査役

氏 名	就任時の地位	就任年月日
木 村 太 郎	監 査 役	平成29年6月27日
作 野 周 平	監 査 役	平成29年6月27日

(2) 退任監査役

氏 名	退任時の地位	退任年月日
我 妻 孝 文	監 査 役	平成29年6月27日
光 藤 昭 男	監 査 役	平成29年6月27日

5. 当事業年度中における取締役の担当の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
村澤俊之	取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当	取締役、執行役員、管理本部長	平成29年6月27日

6. 監査役 近藤雅彦氏は、グループ会社を統括する管理部門担当の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築及び強化を推し進めるなど、事業経営、労務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 木村太郎氏は、長年にわたり経理・財務部門を主管するとともに、グループ会社を統括する管理部門担当の執行役員として内部統制システムの整備や内部監査機能の強化を推し進めるなど、内部統制、会計・財務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。
8. 監査役 高井龍彦氏は、三井金属鉱業㈱において、長年同社の経理業務を担当されたのち、最高財務責任者（CFO）等を歴任するなど、事業経営及び会計・財務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。
9. 監査役 作野周平氏は、横河電機㈱グループを統括する経営管理部門における幅広い経験と会計・財務に関する知見及び内部統制・リスク管理・内部監査体制の構築等の経験があることから、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役（業務執行取締役である者を除く）及び各監査役との間で当該契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の主な兼職の状況

区分	氏名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取締役	名取敏照	上海開滋国際貿易有限公司	取締役
		KITZ CORP. OF AMERICA	取締役
		KITZ Europe GmbH	取締役
		KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	取締役
	村澤俊之	(株)キッツマイクロフィルター	監査役
		(株)キッツメタルワークス	監査役
常勤監査役	近藤雅彦	(株)ホテル紅や	監査役
		東洋バルブ(株)	監査役
		(株)キッツエスシーティ	監査役
		(株)キッツマイクロフィルター	監査役
		(株)ホテル紅や	監査役
		台湾北澤股份有限公司	監査役
	木村太郎	北澤精密機械(昆山)有限公司	監査役
		北澤半導体閥門(昆山)有限公司	監査役
		(株)清水合金製作所	監査役
		(株)キッツメタルワークス	監査役
	北澤閥門(昆山)有限公司	監査役	
	連雲港北澤精密閥門有限公司	監査役	
	上海開滋国際貿易有限公司	監査役	

(注) 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りであります。

(名称)	(事業の内容)
東洋バルブ(株)	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティ	半導体製造装置用配管部材の製造販売
台湾北澤股份有限公司	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	バルブの仕入販売
KITZ Europe GmbH	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	バルブの仕入販売

④ 当事業年度末における執行役員（兼任取締役を除く）の氏名並びに当社における地位及び担当

氏名	当社における地位及び担当	
下 平 和 彦	執行役員	法務部長、知的財産部担当
平 林 一 彦	執行役員	バルブ事業統括本部生産本部長及びNEW KICSセンター担当
坂 根 哲 夫	執行役員	バルブ事業統括本部国内営業本部長
小 出 幸 成	執行役員	IT統括センター長
小 山 順 之	執行役員	CS統括センター長
栗 原 等	執行役員	経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
葛 城 健 志	執行役員	管理本部副本部長
田草川 勝	執行役員	バルブ事業統括本部プロダクトマネジメントセンター長

(注) 当事業年度中における執行役員（兼任取締役を除く）の異動

(1) 新任執行役員

氏名	就任時の地位及び担当	就任年月日
栗 原 等	執行役員 経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当	平成29年4月1日
葛 城 健 志	執行役員 管理本部副本部長	平成29年4月1日
田草川 勝	執行役員 バルブ事業統括本部プロダクトマネジメントセンター長	平成29年4月1日

(2) 退任執行役員

氏名	退任時の地位	退任年月日
木 村 太 郎	執行役員	平成29年6月27日
平 島 孝 人	執行役員	平成30年1月31日

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役	7名	173百万円
監 査 役	6	60
計	13	234

(注) 1. 取締役及び監査役の年間報酬限度額は、株主総会において次の通り決議されております。

取締役報酬額（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含む）

年額300百万円以内（平成18年6月29日開催の定時株主総会）

監査役報酬額

年額70百万円以内（平成6年6月29日開催の定時株主総会）

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名、監査役4名の計10名であります。

上記には、平成29年6月27日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名が含まれております。

3. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与、賞与及び株式報酬は含んでおりません。

なお、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は26百万円、賞与は27百万円、株式報酬は2百万円であります。

4. 報酬等の額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した役員賞与53百万円及び役員株式給付引当金として計上した株式報酬21百万円を含んでおります。

5. 上記のうち、社外取締役3名の報酬等の合計額は26百万円、社外監査役3名の報酬等の合計額は17百万円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

a. 社外取締役 松本和幸氏は、株式会社トプコンの社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。

b. 社外取締役 天羽稔氏は、大塚化学株式会社の監査役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。

c. 社外取締役 藤原裕氏は、ナブテスコ株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。

d. 社外監査役 作野周平氏は、横河ソリューションサービス株式会社の監査役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	松 本 和 幸	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
取 締 役	天 羽 稔	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
取 締 役	藤 原 裕	平成29年6月27日開催の定時株主総会にて新たに選任された以降、当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
監 査 役	高 井 龍 彦	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。
監 査 役	作 野 周 平	平成29年6月27日開催の定時株主総会にて新たに選任された以降、当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、選任された以降、開催された監査役会10回全てに出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	88百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	9百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額に記載した金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社におきましては、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が監査計画の策定において、監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいくかについて監査役会の定めた評価基準に沿って検討するとともに、前期の監査の有効性・効率性、追加報酬精算の有無、監査時間と報酬単価の過年度推移、報酬見積りの算定根拠及び非監査業務契約の締結状況等を勘案し審議した結果、会計監査人の監査計画は適切であり、その報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
- ロ. 会計監査人の独立性、適格性等に重大な疑義が認められる場合、または職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備が認められ、監査品質の確保に向けた改善の見込みがないと思料される場合など、会計監査人が監査品質を維持し、継続してその職務を適正に遂行することが困難であると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人を解任または不再任とする株主総会の議案の内容及び新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。

ハ、監査役会が、会計監査人の監査品質、独立性、適格性、信頼性、有効性、効率性等を総合的に評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、監査役会は、現任の会計監査人を再任せず、新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 内部統制の基本方針

当社は、「キッツ宣言」に示される企業理念及びそれに基づく「行動指針」に適った企業活動を行うとともに、グループ企業の基盤を健全かつ強固なものにするため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役会において、当社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）に関する基本方針（以下「内部統制の基本方針」という）を次の通り決定しており、本方針に従って、内部統制システムを適切に構築し、運用する体制を実現しています。

(キッツ宣言)

キッツは、創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献します。

(キッツ宣言解説)

キッツは、お客様、社員、ビジネスパートナー、社会のそれぞれの満足を充実させることが、株主価値を高め、企業価値を持続的に向上させることにつながり、そのことが同時に、全てのステークホルダーの満足とゆたかな社会づくりにつながるものと考えております。

(行動指針)

■ Do it True（誠実・真実）

- ・ 誠実で規律ある行動をすること
- ・ 最高の品質を守ること
- ・ ステークホルダー全体を考えること

■ Do it Now（スピード・タイムリー）

- ・ 行動が迅速で素早く対応すること
- ・ 時間を無駄にしないこと
- ・ 現在を充実させること

■ Do it New（創造力・チャレンジ）

- ・新しいものを創り出すこと
- ・新しいことにチャレンジすること
- ・自分と仕事を常に成長・進化させること

- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社の子会社（子会社各社を以下「グループ各社」という）からなる企業集団（以下「グループ全社」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令等で定める体制

当社の取締役は、当社の使用人及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、キッツ宣言、行動指針、コンプライアンス行動規範、環境経営方針、グループ財務の基本方針及びその他当社及びグループ各社の取締役会が定める方針に従い、その実践と遵守を徹底して行い、率先して範を示す。

イ. 当社及びグループ各社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びグループ各社の取締役は、その職務の執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、各社の社内規程に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。

ロ. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社及びグループ各社の企業価値の持続的な向上を実現することを脅かす様々な経営上のリスクに対し、その抽出と評価、必要とされるものについて対応と軽減措置を講じるために、当社においてグループリスクマネジメント担当取締役を設置し、キッツグループのリスクマネジメントを推進する。
- b. 当社は、当社及びグループ各社に予想される大震災等による事業中断に関するリスクに対して、事業継続計画（BCP）を整備し、運用する。
- c. 当社は、グループ全社に係る管理規程を定め、当社の内部監査室をしてグループ全社の内部監査を実施し、その他グループ各社からの当社に対する承認取得及び報告事項を定めることなどにより、グループ一体となった損失の危機の管理を推進する。

- d. 当社は、当社及びグループ各社の経営上のリスクを評価し、必要な対応を当社の代表取締役または取締役会に具申する次の委員会組織を設置し、運用する。
- ・ 内部統制委員会
当社及びグループ各社における財務報告の信頼性の確保、資産の保全、業務の有効性と効率性、その他業務の適正を確保するための内部統制システム構築に関する方針の策定、進捗管理及び構築上の問題点の把握を行う。
 - ・ C & C（クライシス&コンプライアンス）管理委員会
当社及びグループ各社にC & C管理委員会を設置し、リスクを未然に防止する施策及び発生した危機への対応並びに内部通報等に係る諸問題の解決を行う。
 - ・ 投融資審査委員会
当社は、規定に基づき当社及びグループ各社の重要な投融資に関するリスクを評価し、計画の推進、必要ある場合は計画の中止及び見直し等について当社及びグループ各社の代表取締役、取締役会または当該投融資の計画責任者等に意見を具申する。
 - ・ その他の委員会
当社及びグループ各社は、特定の法令、個別の課題等のリスクについて関連する会社で連携し、横断する委員会を設ける等して必要な対策を実施する。
- ハ. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社の取締役会は、当社の取締役の業務執行の意思決定の適正性及び妥当性を高めるために、執行役員を兼務しない取締役（以下「監督取締役」という）及び社外取締役の監督及び監視並びに執行役員を兼務する取締役（以下「業務執行取締役」という）相互の監督及び監視の場とする。また、業務執行取締役及び執行役員から、監督取締役及び社外取締役への業務執行状況の報告の場とする。
 - b. 当社の取締役のうち3名は、豊富な経験と公正な見識を有する社外取締役とし、取締役会における経営上の決定事項につき妥当性、適正性を高める。
 - c. 当社の取締役会は、業務の委嘱内容を代表取締役、その他業務執行取締役及び執行役員に行わせることとする。また、グループ各社の取締役会は、取締役会の決定に基づき業務の委嘱内容を代表取締役及びその他業務執行取締役に行わせることとする。
 - d. 当社の代表取締役、業務執行取締役及び執行役員並びにグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役は、業務執行の決定を委任された事項については、組織規程及び権限規程等に則り、必要な組織または手続きにより委任された事項の決定を行う。

-
- e. 当社及びグループ各社の規程は、法令等の改廃、職務執行の効率性の観点から改訂の必要ある場合は随時見直す。
 - f. 当社の代表取締役は、キッツグループ全体の重要かつ基幹となる組織を構築し、その効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。また、グループ各社の代表取締役は、自社の基幹となる組織を構築し、その効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。
 - g. 当社の業務執行取締役は、経営会議（執行役員会議）において、各執行役員またはその他使用人より、業務報告を受け、効率的かつ適正な業務の遂行が行われていることを監督する。

二. 当社の使用人並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の使用人並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、キッツ宣言、行動指針、コンプライアンス行動規範、環境経営方針、グループ財務の基本方針及びその他グループ各社の取締役会が定める方針の実践と徹底を行い、そのための教育及び啓蒙を行う。

- a. コンプライアンスの徹底を図るため、法令または社内ルールの違反が生じた場合に、通報、報告及び提言ができる内部通報制度を設け、その受付窓口として、C I D（コンプライアンス・インフォメーション・デスク）を当社及びグループ各社内並びに弁護士事務所内に設置するとともに、その利用について周知する。
- b. 当社は、コンプライアンス・プログラムガイドブックを作成してグループ全社の取締役及び使用人に配布し、コンプライアンスの重要性及び必要性等の教育及び啓蒙を実施する。

ホ. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社及びグループ各社は、業務の適正と効率性を確保するための必要な規範、規程類を整備する他、必要な情報システムの構築を進める。
- b. 当社及びグループ各社における会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし、適切妥当なものとする。
- c. 当社及びグループ各社は、反社会的勢力との関係は排除し、いかなる脅迫にも屈せず、どのような要求であっても拒否し、必要な場合は警察や弁護士等の関係機関と連携して行動し、毅然とした姿勢で反社会的勢力に対応する。

- d. 当社の代表取締役、業務執行取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ各社が、適切な内部統制システムを整備し、運用するよう指導する。また、グループ各社の代表取締役及び取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を求め、指導する。
- e. 当社は、当社の内部監査室をして、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、各社の業務全般にわたる内部統制の有効性、妥当性を確保する。
- f. 当社の内部監査室は、業務監査の計画、実施状況及び結果を、その重要度に応じ、当社及びグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役または取締役会及び監査役会（監査役会非設置会社は監査役）に報告する。
- g. 監査役は、監査役制度のあるグループ各社の監査役を兼務する等、各社の経営の状況を監査し、キッツグループの連結経営状況を把握し、グループ全体の監視及び監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密に連携するなどの体制を構築する。
- h. 当社のグループ各社の主管部門の責任者または代行者は、管轄するグループ会社の取締役を兼ね、経営の監視及び監督を行うとともに、職務の執行に係る事項の報告を受ける。
- i. 当社のコーポレートスタッフ部門は、その機能別にグループ各社に対し必要により指導を行い、効率的かつ適正な業務の遂行を支援する。
- ③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査役の職務を補助するため、監査役室を置き、室員は2名以内とし、当該室員は補助するに足る能力を有する者とする。
- b. 監査役室は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、監査役会の事務局となる。
- ロ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該室員の任命、異動等人事に関する事項は監査役会の事前の同意を得るものとする。
- b. 監査役室員の人事考課は、監査役会が行う。

ハ. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役室員は、専任とし、他の業務執行の役職を兼務しない。但し、グループ各社の監査役を兼ねることがある。

二. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社及びグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役は、自らまたは執行役員その他使用人をして、取締役会、経営会議等において随時その担当する業務の執行状況について報告を行う。
- b. 当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、法令または定款に違反する行為その他会社の経営または業績に重大な影響を与える行為・事項・事象については、把握次第速やかに、監査役に対し報告を行う。
- c. 当社及びグループ各社の取締役及び執行役員は、監査役が業務の執行状況及び財産の状況その他の事項について報告を求めた場合は的確に対応する。当社及びグループ各社の使用人についても同様とし、監査役に直接報告することができる。
- d. 内部監査室は、監査役との連携を図り、監査の結果及び監査の過程で得られた重要な内部情報を適時に監査役に報告するとともに監査役の求めに応じ監査情報を提供する。

ホ. 上記③二.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 上記③二.b及びcの報告は、②二.aの内部通報制度に係る通報の対象とし、当該報告（内部通報制度に基づく報告も含む）を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。

ヘ. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 監査役職務の執行に伴う旅費・交通費等は、監査役会の定める規定に従い速やかに支払う。
- b. 監査役または監査役会職務の執行上利用した弁護士等専門家への報酬その他の費用は、前払いの費用を含め会社が負担し支払う。

- ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役会は監査役4名からなり、うち2名は社外監査役とし、各監査役は豊富な経験と公正な見識に基づき、取締役会における意思決定に際し監査助言を行い、経営の透明性を確保する。
 - b. 監査役会は、定期的に代表取締役、業務執行取締役ないしは執行役員と経営上の課題について情報や意見を交換する機会を設ける。
 - c. 常勤監査役は、分担し監査役制度のあるグループ会社の監査役を兼務し、経営状況の把握に努める。
 - d. 監査役は、必要に応じて、当社及びグループ各社の重要会議に出席し、意見を述べまたは質問することができる。
 - e. 監査役または監査役会は、会計監査人と定期的または随時に情報交換し監査内容及び監査の品質等の把握に努める。
 - f. 監査役または監査役会は、監査の実施に当たり、必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用できる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下の通りであります。

【ガバナンスに関する事項】

- ① 業務を執行する取締役3名及び独立社外取締役3名の合計6名の取締役で構成する取締役会を毎月定例で11回、臨時で1回開催、決算取締役会を四半期ごとに4回開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に基づく重要事項の決議及び業務執行報告を行いました。
また、審議・報告に際し、独立社外取締役3名並びに独立社外監査役2名を含む監査役4名が、必要な意見の陳述あるいは指摘・助言をするなど、経営上の課題について関連な議論を行いました。
- ② 各子会社を統括する取締役及び執行役員が子会社の取締役または監査役を兼任し、子会社の取締役会に出席するとともに、取締役の業務執行についての監督・監視を行いました。
- ③ 内部監査室は、内部監査規程に基づき、監査役並びに会計監査人との連携を図り、財務報告に係る内部統制監査及び業務監査を実施しました。
- ④ 内部統制委員会及びグループ会社内部統制連絡会を定例で開催し、当社及び子会社の内部統制システム運用状況の確認と今後の取組み計画について審議を行いました。

-
- ⑤ 財務報告の信頼性を確立するため、当社をはじめ、事業規模に応じて当社子会社の内部統制の整備及び運用状況の評価を実施し、会計監査人による内部統制監査を受けました。
 - ⑥ コーポレートガバナンス・コードの原則に対する取組みとして、取締役会の実効性評価の実施、取締役会が諮問する指名委員会の開催、代表取締役が諮問する報酬委員会の開催及び政策保有株式の見直しと売却を進めました。

【コンプライアンスに関する事項】

- ① 当社は、コンプライアンス経営の推進、内部通報の対応、クライシス対応及びリスクマネジメントに関する方針決定と実行指示並びに管理等を任務とするC&C（クライシス&コンプライアンス）管理委員会を定例・臨時で開催しました。また、活動実績については取締役会に報告を行いました。
- ② 当社及び子会社の役員・従業員を対象として、法務、知的財産及び内部監査等の各部門が企業理念、コンプライアンス、内部統制、内部監査、企業法務、知的財産及び安全保障貿易管理等に関する研修を計画的に開催し、コンプライアンス経営に対する意識の高揚と知識の向上の推進を行いました。

【リスク管理に関する事項】

- ① C&C管理委員会は、グループに係属する訴訟及び紛争並びに内部通報に関する事項その他事業上のリスク問題等について審議し、必要な基本方針の策定及び施策の実施を行いました。
- ② リスクマネジメント担当役員を中心とする事業継続マネジメントタスクフォースチームを中心に、子会社を含むグループの事業継続計画をより充実させるための取組みを進めました。
- ③ 投融資審査委員会を必要の都度開催し、当社及び子会社の重要な投融資に関して、総合的な視点で評価を実施し、計画推進、計画の変更または計画の中止の判断を行いました。
- ④ 子会社を含めたグループ安全保障貿易管理委員会、全社環境委員会、品質保証委員会及び情報セキュリティ・個人情報保護委員会を定例で開催し、当社及び子会社に係る法令上の課題及びその他個別の課題について審議し、基本方針の策定及び施策の実施を行いました。

【監査役に関する事項】

- ① 第104期は15回の監査役会を開催した他、代表取締役社長との意見交換会を4回開催し、監査結果の報告及び意見の交換を行いました。また、監査役室が、監査に資する情報を監査役会に提供するとともに、会計監査人等との連携を図りながら監査補助業務を遂行し、監査役監査の実効性の向上に努めました。
- ② 常勤監査役が、茅野工場内に設置した監査役室分室を活用し、工場及び周辺の子会社の監査を効率的に行いました。
- ③ 監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図るため、三様監査会合を6回開催し、各監査の実効性及び効率性の向上に努めました。内、2回は、社外取締役を交えて四様監査・監督会合として情報及び意見の交換を行い、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- ④ 企業集団の内部統制の監視・検証のため、常勤監査役が国内及び中国・台湾の子会社の監査役を兼任し、各子会社の取締役会等において取締役の職務の執行等を監査し、必要に応じて意見を述べました。

4. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現在、敵対的買収防衛策を導入していません。

5. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、配当金を株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。当面の業績動向に加え、今後の事業拡大のための設備投資、開発投資、あるいはM&Aなどの資金に加え、借入金返済、社債償還のための資金ニーズにも対応すべく内部留保の充実を図りつつ、配当の継続性、安定性にも十分留意し実施したいと考えております。

当面の配当性向といたしましては、上記の趣旨を勘案し、親会社株主に帰属する当期純利益の25%前後を望ましい水準としております。また、連結総還元性向の目標については、平成28年5月に公表いたしました第3期中期経営計画において、従来の親会社株主に帰属する当期純利益の3分の1前後から、自己株式の取得に更に積極的に取り組み、株主の皆様への利益還元をより一層充実させていくこととしております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針等を勘案のうえ、株主の皆様に一層の利益還元を図るべく、当初公表の9円に1円を加算し1株当たり10円とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当（1株当たり7円）を含め17円となり、連結配当性向は26.0%となりました。なお、1株当たりの年間配当額としては、上場以来過去最高となりました。また、平成29年2月14日開催の取締役会決議に基づき当事業年度内に実施した自己株式の取得10億35百万円及び平成29年12月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得24億95百万円を含めた株主還元の総額は52億12百万円、連結総還元性向は80.0%となりました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	78,807
現金及び預金	23,429
受取手形及び売掛金	20,040
電子記録債権	9,264
商品及び製品	8,845
仕掛品	5,651
原材料及び貯蔵品	7,657
繰延税金資産	1,407
その他	2,597
貸倒引当金	△88
固定資産	55,379
有形固定資産	36,799
建物及び構築物	9,035
機械装置及び運搬具	10,662
工具・器具及び備品	5,329
土地	9,885
建設仮勘定	1,611
その他	273
無形固定資産	8,951
のれん	1,481
その他	7,469
投資その他の資産	9,628
投資有価証券	6,247
退職給付に係る資産	167
繰延税金資産	214
その他	3,038
貸倒引当金	△39
資産合計	134,187

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	24,139
買掛金	7,098
1年以内償還予定社債	844
短期借入金	1,347
1年以内返済予定長期借入金	3,888
未払法人税等	2,615
未払消費税等	211
賞与引当金	2,318
役員賞与引当金	180
その他	5,634
固定負債	32,656
社債	22,678
長期借入金	5,543
繰延税金負債	1,414
役員退職慰労引当金	377
役員株式給付引当金	79
退職給付に係る負債	444
資産除去債務	402
その他	1,716
負債合計	56,796
(純資産の部)	
株主資本	72,556
資本金	21,207
資本剰余金	5,674
利益剰余金	47,679
自己株式	△2,004
その他の包括利益累計額	3,660
その他有価証券評価差額金	2,279
為替換算調整勘定	1,291
退職給付に係る調整累計額	89
非支配株主持分	1,173
純資産合計	77,391
負債純資産合計	134,187

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		124,566
売上原価		90,459
売上総利益		34,106
販売費及び一般管理費		23,989
営業利益		10,117
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	232	
保険収入	136	
雑益	424	793
営業外費用		
支払利息	226	
売上割引	382	
手形売却損	15	
為替差損	208	
雑損失	344	1,177
経常利益		9,733
特別利益		
有形固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	869	
その他	1	883
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	87	
減損損失	386	
その他	28	502
税金等調整前当期純利益		10,114
法人税、住民税及び事業税	3,586	
法人税等調整額	△72	3,513
当期純利益		6,601
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		6,518

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,207	5,743	49,138	△5,042	71,046
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,414		△1,414
親会社株主に帰属する当期純利益			6,518		6,518
自己株式の取得				△3,532	△3,532
自己株式の処分				8	8
自己株式の消却		△0	△6,562	6,562	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△68			△68
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△68	△1,459	3,038	1,510
当期末残高	21,207	5,674	47,679	△2,004	72,556

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,972	567	204	2,744	1,101	74,892
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,414
親会社株主に帰属する当期純利益						6,518
自己株式の取得						△3,532
自己株式の処分						8
自己株式の消却						—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△68
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	306	724	△114	916	71	988
連結会計年度中の変動額合計	306	724	△114	916	71	2,498
当期末残高	2,279	1,291	89	3,660	1,173	77,391

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	45,321
現金及び預金	14,322
受取手形	849
電子記録債権	7,159
売掛金	9,454
商品及び製品	2,712
仕掛品	2,036
原材料及び貯蔵品	1,990
繰延税金資産	743
短期貸付金	4,245
その他	1,810
貸倒引当金	△2
固定資産	61,076
有形固定資産	15,962
建物	2,649
構築物	438
機械及び装置	3,833
工具・器具及び備品	4,491
土地	3,789
建設仮勘定	549
その他	211
無形固定資産	6,966
投資その他の資産	38,146
投資有価証券	5,862
関係会社株式	26,326
長期貸付金	6,083
その他	2,132
貸倒引当金	△2,258
資産合計	106,397

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	20,691
買掛金	4,718
1年以内償還予定社債	824
短期借入金	5,097
1年以内返済予定長期借入金	3,447
未払法人税等	1,931
賞与引当金	1,163
役員賞与引当金	53
その他	3,453
固定負債	29,936
社債	22,478
長期借入金	5,148
繰延税金負債	494
役員株式給付引当金	79
その他	1,736
負債合計	50,627
(純資産の部)	
株主資本	53,549
資本金	21,207
資本剰余金	5,715
資本準備金	5,715
その他資本剰余金	-
利益剰余金	28,631
その他利益剰余金	28,631
繰越利益剰余金	28,631
自己株式	△2,004
評価・換算差額等	2,219
その他有価証券評価差額金	2,219
純資産合計	55,769
負債純資産合計	106,397

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,118
売上原価		47,162
売上総利益		16,955
販売費及び一般管理費		12,289
営業利益		4,665
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,215	
保険収入	111	
雑益	79	2,406
営業外費用		
支払利息	199	
売上割引	195	
為替差損	22	
社債発行費償却	59	
雑損失	89	566
経常利益		6,506
特別利益		
有形固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	869	872
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	51	
減損損失	50	
会員権評価損	25	
その他	0	126
税引前当期純利益		7,252
法人税、住民税及び事業税	1,759	
法人税等調整額	48	1,807
当期純利益		5,445

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	21,207	5,715	0	31,163	△5,042	53,043	1,933
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△1,414		△1,414	
当期純利益				5,445		5,445	
自己株式の取得					△3,532	△3,532	
自己株式の処分					8	8	
自己株式の消却			△0	△6,562	6,562	-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							285
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△2,532	3,038	506	285
当期末残高	21,207	5,715	-	28,631	△2,004	53,549	2,219

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社キッツ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッツの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社キッツ
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッツの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役会規程に従い、以下の方法で必要な審議等を行いました。

- ① 当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について定期的に報告を受け、取締役の職務の執行に関して審議いたしました。
- ② 社長との意見交換の機会を定期的に設け、監査結果の報告及び意見交換を行ったほか、必要に応じて、取締役及び使用人等から報告を受けました。
- ③ 会計監査人及び内部監査室長を定期的に監査役会に招聘し、三様監査の連係を図り、各監査の実効性及び効率性の向上に努めるとともに、適宜に社外取締役も交えて意思疎通を図り、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- ④ 会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」（2017年3月金融庁）の適用状況等、監査品質の確保に向けた取組みについて報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人を翌事業年度において再任するかの適否について、監査役会が定めた評価の基準及び会計監査人の解任または不再任の決定方針に照らして審議いたしました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、常勤監査役2名が分担して国内子会社の監査役を兼任し、子会社取締役の職務の執行を監査したほか、海外子会社を含む子会社の取締役会等に出席し、業務及び財産の状況並びに内部統制システムの構築及び運用状況等について報告を受けました。また、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて業務等の状況を調査いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の内容の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について取締役会等において報告を受け、必要に応じて意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等において報告を受けるとともに、新日本有限責任監査法人及び内部監査室長から当該内部統制の評価及び監査の状況等について定期的に報告を受けました。
- ④ 会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を検討いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査人の再任の決定

監査役会は、審議の結果、第105期事業年度においても新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

平成30年5月23日

株 式 会 社 キ ッ ツ 監査役会

常勤監査役 近 藤 雅 彦 ㊟

常勤監査役 木 村 太 郎 ㊟

社外監査役 高 井 龍 彦 ㊟

社外監査役 作 野 周 平 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルニューオータニ幕張 2階 ^{つるにし}「鶴西の間」
千葉市美浜区ひび野二丁目120番3 TEL (043) 297-7777 (代表)

交通

- JR京葉線 「海浜幕張駅」 南口より徒歩約5分
- JR総武線・京成電鉄 「幕張本郷駅」
京成バス「海浜幕張駅」行き 海浜幕張駅下車 南口より徒歩約5分
京成バス「ZOZOマリンスタージアム」行き タウンセンター下車 徒歩約3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。